

意見書・再意見書

2023年 3月 1日

吹田市長宛

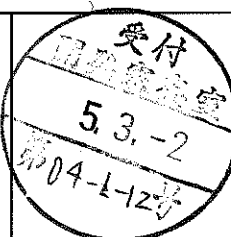
住 所

氏 名

電話番号

( 法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名 )

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	04-L-12 (仮称)吹田市原町2丁目 計画		
事業区域の位置	吹田市 原町2丁目329-3		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
意見の内容	2023年2月8日に個別訪問ではなく説明会(構想段階)実施要望を意見書にて提出したが見解書にて断られた。 2023年2月22日に市役所の担当者から説明会実施は義務では無いと教えて頂き、代理人に改めて個別説明の連絡を入れてもらえる事となったが、1週間たったが事業者側から連絡や説明はない。 そもそも説明が実施されていないのに「説明会等の説明報告書」では説明された事になっている。虚偽申告ではないのか? 真摯なる対応を求めたいので、改めて説明会(構想段階)実施を要望いたします。		
※受付年月日	令和4年11月25日	※受付番号	第04-L-12号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

## (仮称) 吹田市原町2丁目計画

### 再見解書 1

#### [再意見書1に対する見解]

1. 個別説明については対応させていただきますので、改めてご連絡させていただきます。  
吹田市に提出いたしました説明報告書について  
「個別説明」と記載しておりますが、備考欄に1月18日に問い合わせを受けた旨記載させていただいており、電話にてマンション事業を計画していることを説明させていただいたかと存じます。  
説明会については、改めて検討いたしました。前回と同様の回答となります。

以上

様式第8号

意見書・再意見書

25年 3月 2日

吹田市長宛

住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ~~第1項~~ 第3項の規定により、次の  
とおり ~~説明報告書に対する意見書~~ 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	吹田市原町2丁目計画		
事業区域の位置	吹田市原町2-309-3		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
意見の内容	詳しく説明会としてください。 ご訪問してもらっていません。		
※受付年月日	24年 11月 25日	※受付番号	第04-L-12号
※備考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

## (仮称) 吹田市原町2丁目計画

### 再見解書 2

#### [再意見書2に対する見解]

1. 今後、吹田市が定める中高層建築物の日照障害等の指導要領においても近隣住民の皆様方に改めてご説明させていただきます。説明会開催についてはその際に改めて検討させていただきます。説明実施のため、3回訪問させていただいておりますが、ご不在でしたので資料及び案内文を投函させていただきました。ご連絡いただきましたら、ご説明にお伺いさせていただきます。

以上